

寄 附 行 為

学校法人 新潟総合学院

学校法人 新潟総合学院 寄附行為

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、学校法人 新潟総合学院という。

(事務所の所在地)

第2条 この法人は、事務所を新潟県新潟市中央区紫竹山6丁目3番5号に置く。

第2章 目的および事業

(目 的)

第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、社会に貢献し得る人材を育成することを目的とする。

(設置する学校)

第4条 この法人は、前述の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

(1) 開志専門職大学

事業創造学部 事業創造学科

情報学部 情報学科

(2) 長岡公務員・情報ビジネス専門学校（工業専門課程、商業実務専門課程）

(3) 長岡こども・医療・介護専門学校（商業実務専門課程、教育・社会福祉専門課程）

(4) 上越公務員・情報ビジネス専門学校（商業実務専門課程、工業専門課程、文化・教養専門課程）

(収益事業)

第5条 この法人は、その収益を学校の経営に充てるため、次に掲げる収益事業を行う。
不動産貸付業

第3章 役員及び理事会

(役 員)

第6条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 7 人

(2) 監事 2 人

2. 理事のうち 1 人を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。
3. 理事長を除く理事のうちから、必要に応じて副理事長、専務理事、常務理事を選任できるものとし、その選任並びに解任の手続きについては前項を準用する。
4. 理事のうち 1 人を総長とすることができるものとし、理事総数の 3 分の 2 以上の議決により選任する。総長を解任するときも、同様とする。
5. 理事長は総長を兼ねることができるものとする。

(理事の選任)

第 7 条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 第 4 条に掲げる学長又は校長のうち 1 人
 - (2) 評議員のうちから、評議員会において選任した者 3 人
 - (3) 学識経験者のうちから、理事会において選任した者 3 人
2. 前項第 1 号及び第 2 号に規定する理事は、学長又は校長及び評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

(監事の選任)

第 8 条 監事は、この法人の理事、職員（学長並びに校長、教員その他の職員を含む。以下同じ。）、評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

2. 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

(役員の任期)

第 9 条 役員（第 7 条第 1 項第 1 号に規定する理事を除く。以下この条において同じ。）の任期は、4 年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2. 役員は、再任されることができる。
3. 役員は、任期満了の後でも、その後任者が選任されるまでは、なお、その職務（理事長にあっては、その職務を含む。）を行う。

(役員の補充)

第 10 条 理事又は監事のうち、その定数の 5 分の 1 をこえる者が欠けたときは、1 か月以内に補充しなければならない。

(役員解任及び退任)

第 11 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の 4 分の 3 以上出席した理事会において、理事総数の 4 分の 3 以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 法令の規定又はこの寄附行為にいちじるしく違反したとき。
- (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
- (3) 職務上の義務にいちじるしく違反したとき。
- (4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2. 役員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡
- (4) 私立学校法第三十八条第八項第一号又は第二号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

(理事長の職務)

第 12 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

(副理事長の職務)

第 13 条 副理事長は、理事長を補佐し、この法人の業務を分掌する。

(総長の職務)

第 13 条の 2 総長は、この法人統合の表徴であり、これによって創立の精神を護持し、理事長並びに副理事長を補佐する。

(専務理事の職務)

第 13 条の 3 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、この法人の業務全般を管理・監督する。

(常務理事の職務)

第 13 条の 4 常務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、この法人の日常的な業務を執行する。

(理事の代表権の制限)

第 14 条 理事長及び理事会の議決を経て指名された理事以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

2. 前項で指名された理事の代表権は理事会の議決により範囲を制限することができる。

(理事長職務の代理等)

第 15 条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

(監事の職務)

第 16 条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (4) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後二月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
 - (5) 第 1 号から第 3 号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
 - (6) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。
 - (7) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。
2. 前項第 6 号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。
 3. 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(理事会)

第 17 条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

2. 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
3. 理事会は、理事長が招集する。
4. 理事長は、理事総数の 3 分の 2 以上の理事から会議に付議すべき事項を示して

理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内に、これを招集しなければならない。

5. 理事会を招集するときは、各理事に対して、会議の7日前までに、会議開催の場所日時及び会議に付議すべき事項を、文書により通知しなければならない。ただし、やむを得ない理由のある場合に限り、通知の時期及び方法について、これによらないことができる。
6. 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。
7. 理事長が第4項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。
8. 前条第2項及び前項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
9. 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。ただし、第12項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
10. 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
11. 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
12. 理事会の議事において、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(業務の決定の委任)

第18条 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であつて、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(理事会の議事録)

- 第19条 理事会の議長は、理事会の開催の場所、日時、議決事項その他必要な事項について、議事録を作成しなければならない。
2. 議事録には、議長及び出席した理事のうちから互選された理事2人以上が署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。
 3. 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

第4章 評議員および評議員会

(評議員会)

第 20 条 この法人に評議員会を置く。

2. 評議員会は、15 人の評議員をもって組織する。
3. 評議員会は、理事長が招集する。
4. 理事長は、評議員総数の 3 分の 1 以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から 20 日以内に、これを招集しなければならない。
5. 評議員会を招集するときは、各評議員に対して、会議の 7 日前までに、会議開催の場所、日時及び会議に付議すべき事項を、文書により通知しなければならない。ただし、やむを得ない理由のあるときは、通知の時期及び方法について、これによらないことができる。
6. 評議員会に議長を置き、議長は評議員のうちから評議員会において選任する。
7. 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。ただし、第 10 項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。なお、議決しようとする特定事項について、文書によりあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
8. 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
9. 議長は、評議員として議決に加わることができない。
10. 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

(議事録)

第 21 条 第 19 条第 1 項及び第 2 項の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条第 2 項中「理事のうちから互選された理事」とあるのは、「評議員のうちから互選された評議員」と読み替えるものとする。

(諮問事項)

第 22 条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- (1) 予算及び事業計画
- (2) 事業に関する中期的な計画
- (3) 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）
及び基本財産の処分ならびに運用財産中の不動産及び積立金の処分。
- (4) 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上

の利益及び退職手当をいう。以下同じ。)の支給の基準

- (5) 予算外のあらたな義務の負担又は権利の放棄
- (6) 寄附行為の変更
- (7) 合併
- (8) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (9) 収益事業に関する重要事項
- (10) 寄附金品の募集に関する事項
- (11) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(評議員会の意見具申等)

第 23 条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、または役員からの報告を徴することができる。

(評議員の選任)

第 24 条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) この法人の職員で、理事会において推せんされた者のうちから、評議員会において選任した者 4 人
 - (2) この法人の設置する学校を卒業した者で、年齢 25 年以上のものの中から、理事会において選任した者 4 人
 - (3) 学識経験者のうちから、理事会において選任した者 7 人
2. 前項第 1 号に規定する評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは、評議員の職を失うものとする。

(任 期)

第 25 条 評議員の任期は 4 年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2. 評議員は再任されることができる。

(評議員の解任及び退任)

第 26 条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の 3 分の 2 以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
- (2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2. 評議員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了。
- (2) 辞任。

(3) 死亡。

第5章 資産および会計

(資産)

第27条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第28条 この法人の資産は、これを分けて、基本財産、運用財産、収益事業用財産とする。

2. 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中、基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入される財産とする。
3. 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中、運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入される財産とする。
4. 収益事業用財産は、この法人の収益を目的とする事業に必要な財産とし、財産目録中収益事業用財産の部に記載する財産及び将来収益事業用財産に編入された財産とする。
5. 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産又は収益事業用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第29条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において、理事総数の3分の2以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第30条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定期郵便貯金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第31条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産ならびに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

(会 計)

第 32 条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

2. この法人の会計は、学校の経営に関する会計（以下「学校会計」という。）及び収益事業に関する会計（以下「収益事業会計」という。）に区分するものとする。

(予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画)

第 33 条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において出席した理事の 3 分の 2 以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

2. この法人の事業に関する中期的な計画は、3 年以上 7 年以内において理事会で定める期間ごとに、理事長が編成し、理事会において出席した理事の 3 分の 2 以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(予算外義務負担、権利の放棄)

第 34 条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において、出席した理事の 3 分の 2 以上の議決がなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても同様とする。

(決算及び実績の報告)

第 35 条 この法人の決算は、毎会計年度終了後 2 ヶ月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2. 理事長は、毎会計年度終了後 2 ヶ月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。
3. 収益事業会計の決算上生じた利益金は、その一部又は全部を学校会計に繰入れなければならない。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第 36 条 この法人は、毎会計年度終了後 2 ヶ月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。）を作成しなければならない。

2. この法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為を事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。
3. 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があつ

た場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

(情報の公開)

第 37 条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

- (1) 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき 寄附行為の内容
- (2) 監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容
- (3) 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く。）を作成したとき これらの書類の内容
- (4) 役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給の基準

(役員の報酬)

第 38 条 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(資産総額の変更登記)

第 39 条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後 3 か月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第 40 条 この法人の会計年度は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終るものとする。

第 6 章 解散および合併

(解 散)

第 41 条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会において理事総数の 3 分の 2 以上の議決及び評議員会の議決
 - (2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の 3 分の 2 以上の議決
 - (3) 合併
 - (4) 破産
 - (5) 文部科学大臣の解散命令
2. 前項第 1 号の事由による解散にあつては、文部科学大臣の認可を、同項第 2 号の理由による解散にあつては、文部科学大臣の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第 42 条 この法人が解散した場合（合併又は破産によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会において、出席した理事の 3 分の 2 以上の議決により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。

(合 併)

第 43 条 この法人が合併しようとするときは、理事会において、理事総数の 3 分の 2 以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第 7 章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第 44 条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の 3 分の 2 以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2. 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の 3 分の 2 以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第 8 章 補則

(書類及び帳簿の備付)

第 45 条 この法人は、第 36 条第 2 項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に事務所に備えて置かなければならない。

- (1) 役員及び評議員の名簿及び履歴書
- (2) 収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類
- (3) その他この法人及び設置する学校の運営に必要な書類及び帳簿

(公告の方法)

第 46 条 この法人の公告は、学校法人新潟総合学院の掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第 47 条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及び設置する学校の管理及び運営に関し必要の事項は、理事会が定める。

(責任の免除)

第 48 条 役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、任務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の議決によって免除することができる。

(責任限定契約)

第 49 条 理事（理事長、副理事長、専務理事、及び常務理事、業務を執行したその他の理事又はこの法人の職員でないものに限る。）又は監事（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金 1 万円以上であらかじめ定めた額と私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

附 則

1. この寄附行為は、法人設立の日（平成 7 年 4 月 1 日）から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事（理事長）	氏 名	池田	弘
理事	氏 名	渡辺	敏彦
理事	氏 名	永野	英樹
理事	氏 名	大橋	誠五
理事	氏 名	石田	芳博
理事	氏 名	廣川	勇
理事	氏 名	等々力	好泰
監事	氏 名	山田	俊郎
監事	氏 名	北爪	文義
3. この寄付行為の変更は、新潟県知事認可の日（平成 7 年 1 2 月 2 6 日）から施行する。
4. この寄付行為の変更は、新潟県知事認可の日（平成 8 年 1 2 月 2 4 日）から施行する。

5. この寄付行為の変更は、新潟県知事認可の日（平成10年3月30日）から施行する。
6. この寄付行為の変更は、新潟県知事認可の日（平成11年1月21日）から施行する。
7. この寄附行為の変更は、新潟県知事認可の日（平成11年11月1日）から施行する。
8. この寄附行為の変更は、新潟県知事認可の日（平成12年 1月17日）から施行する。
9. この寄附行為の変更は、新潟県知事認可の日（平成12年 1月31日）から施行する。
10. この寄附行為の変更は、新潟県知事認可の日（平成12年 3月30日）から施行する。
11. この寄附行為の変更は、新潟県知事認可の日（平成13年 4月 6日）から施行する。
12. この寄附行為の変更は、新潟県知事認可の日（平成13年12月11日）から施行する。
13. この寄附行為の変更は、新潟県知事認可の日（平成14年 3月28日）から施行する。
14. この寄附行為の変更は、新潟県知事認可の日（平成14年12月 6日）から施行する。
15. この寄附行為の変更は、新潟県知事認可の日（平成15年12月 4日）から施行する。
16. この寄附行為の変更は、新潟県知事認可の日（平成16年 2月17日）から施行する。
17. この寄附行為の変更は、新潟県知事認可の日（平成16年 4月 1日）から施行する。
18. この寄附行為の変更は、新潟県知事認可の日（平成17年 1月 5日）から施行する。
19. この寄附行為の変更は、新潟県知事認可の日（平成17年 4月20日）から施行する。
20. この寄附行為の変更は、新潟県知事認可の日（平成18年 3月27日）から施行する。
21. この寄附行為の変更は、新潟市が政令指定都市に移行する平成19年4月1日から施行する。
22. この寄附行為の変更は、新潟県知事認可の日（平成20年 2月 1日）から施行する。
23. この寄附行為の変更は、新潟県知事認可の日（平成20年 5月 1日）

から施行する。

24. この寄附行為の変更は、事務所の所在地変更の日（平成20年12月24日）から施行する。
25. この寄附行為の変更は、新潟県知事認可の日（平成21年1月26日）から施行する。
26. この寄附行為の変更は、平成21年4月1日から施行する。
27. この寄附行為の変更は、新潟県知事認可の日（平成22年12月9日）から施行する。
28. この寄附行為の変更は、新潟県知事認可の日（平成23年8月8日）から施行する。
29. この寄附行為の変更は、新潟県知事認可の日（平成24年4月1日）から施行する。
30. この寄附行為の変更は、新潟県知事認可の日（平成24年7月19日）から施行する。
31. この寄附行為の変更は、新潟県知事認可の日（平成25年2月19日）から施行する。
32. この寄附行為の変更は、新潟県知事認可の日（平成25年3月15日）から施行する。
33. この寄附行為の変更は、新潟県知事認可の日（平成25年4月16日）から施行する。
34. この寄附行為の変更は、新潟県知事認可の日（平成26年4月3日）から施行する。
35. この寄附行為の変更は、新潟県知事認可の日（平成27年2月5日）から施行する。
36. この寄附行為の変更は、新潟県知事認可の日（平成27年4月8日）から施行する。
37. この寄附行為の変更は、新潟県知事認可の日（平成28年3月3日）から施行する。
38. この寄附行為の変更は、新潟県知事認可の日（平成29年4月19日）から施行する。
39. この寄附行為の変更は、新潟県知事認可の日（平成30年4月5日）から施行する。
40. この寄附行為の変更は、新潟県知事認可の日（平成30年9月20日）から施行する。
41. この寄附行為の変更は、新潟県知事認可の日（平成30年12月5日）から施行する。
42. この寄附行為の変更は、新潟県知事認可の日（平成31年4月8日）から施行する。

から施行する。

43. この寄附行為の変更は、新潟県知事認可の日（令和 元年 6 月 1 1 日）から施行する。

44. この寄附行為の変更は、令和元年 1 0 月 1 日から施行する。

この法人の組織変更時の役員は、次のとおりとする。

理事長 池田祥護

理 事 川崎千春

理 事 村山雄亮

理 事 本合和博

理 事 岡田幸也

理 事 福島正巳

理 事 松村俊史

監 事 岩原一馬

監 事 北爪文義

45. この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（令和元年 1 1 月 1 1 日）から施行する。
46. この寄附行為は、事務所の所在地変更の日（令和 2 年 1 月 1 4 日）から施行する。
47. 令和 2 年 3 月 1 6 日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
48. この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（令和 2 年 6 月 1 9 日）から施行する。

新旧の比較対照表	
新	旧
(設置する学校) 第4条 この法人は、前述の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。 (1) 開志専門職大学 事業創造学部 事業創造学科 情報学部 情報学科 <u>アニメ・マンガ学部 アニメ・マンガ学科</u> (2) 長岡公務員・情報ビジネス専門学校(工業専門課程、商業実務専門課程) (3) 長岡こども・医療・介護専門学校(商業実務専門課程、教育・社会福祉専門課程) (4) 上越公務員・情報ビジネス専門学校(商業実務専門課程、工業専門課程、文化・教養専門課程) 附 則 <u>49. この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(令和 年 月 日)から施行する。</u>	(設置する学校) 第4条 この法人は、前述の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。 (1) 開志専門職大学 事業創造学部 事業創造学科 情報学部 情報学科 (新設) (2) 長岡公務員・情報ビジネス専門学校(工業専門課程、商業実務専門課程) (3) 長岡こども・医療・介護専門学校(商業実務専門課程、教育・社会福祉専門課程) (4) 上越公務員・情報ビジネス専門学校(商業実務専門課程、工業専門課程、文化・教養専門課程)

経費の見積り及び資金計画を記載した書類

設置経費及び経常経費並びにその支払い計画を記載した書類										
区	年 度		平成30 年度	令和元 年度	開設年度の前年度 令和2年度	開設年度 令和3年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	合 計
	校 地 (う ち 造 成 費)		千円 107,343	千円 161,013	千円 —	千円 —	千円 —	千円 —	千円 —	千円 268,356
設置経費	施設	基 準 内	—	1,090,289	250,800	—	—	—	—	1,341,089
		基 準 外	—	—	—	—	—	—	—	—
	設備	図 書	—	—	15,040	—	—	—	—	15,040
		教 具 校 具 備 品	—	—	317,057	—	—	—	—	317,057
		小 計		107,343	1,251,302	582,897	—	—	—	—
新 設 校 の 開 設 年 度 の 経 常 経 費										—
合 計			107,343	1,251,302	582,897	—	—	—	—	1,941,542

既設校からの 転共用	施設	基準内	209,069 千円
		基準外	— 千円
	設備	図書	— 千円
		教具・校具・備品	— 千円

様式第4号その4(第11条関係)

設置経費及び経常経費の財源の調達方法を記載した書類		
区 分	財 源 充 当 額	財 源 の 調 達 方 法
現金預金	1,941,542千円	令和元年度までに事業活動収入から積立てられた現金預金から平成30年度に107,343千円(校地購入費107,343千円)、令和元年度に1,251,302千円(校地購入費161,013千円、施設購入費1,090,289千円)を支出し、その残3,893,501千円のうち、582,897千円を財源に充当する。 ※なお、別途令和2年開設の事業創造学部、情報学部を支払残額802,466千円がある。
合 計	1,941,542千円	

財 産 目 録 総 括 表

年 度 科 目	平成30年度末 (開設年度の前々年度)	令和元年度末 (開設年度の前々年度)	申請時 (令和2年3月31日)
一 基本財産	5,926,497 千円	9,762,875 千円	9,762,875 千円
二 運用財産	10,879,070 千円	5,273,206 千円	5,273,206 千円
三 負債額	795,100 千円	968,357 千円	968,357 千円
1 固定負債	9,138 千円	1,978 千円	1,978 千円
2 流動負債	785,962 千円	966,379 千円	966,379 千円
四 基本財産＋運用財産	16,805,568 千円	15,036,082 千円	15,036,082 千円
五 純資産(四－三)	16,010,467 千円	14,067,725 千円	14,067,725 千円

貸借対照表

令和2年 3月31日現在

(単位 円)

資 産 の 部			
科 目	本 年 度 末	前 年 度 末	増 減
固 定 資 産	11,009,414,861	7,199,138,914	3,810,275,947
有 形 固 定 資 産	9,762,875,495	5,926,497,280	3,836,378,215
そ の 他 の 固 定 資 産	1,246,539,366	1,272,641,634	△ 26,102,268
流 動 資 産	4,026,666,819	9,606,428,690	△ 5,579,761,871
資 産 の 部 合 計	15,036,081,680	16,805,567,604	△ 1,769,485,924
負 債 の 部			
科 目	本 年 度 末	前 年 度 末	増 減
固 定 負 債	1,977,903	9,138,258	△ 7,160,355
流 動 負 債	966,378,615	785,962,076	180,416,539
負 債 の 部 合 計	968,356,518	795,100,334	173,256,184
純 資 産 の 部			
科 目	本 年 度 末	前 年 度 末	増 減
基 本 金 合 計	11,247,182,759	7,812,138,694	3,435,044,065
第 1 号 基 本 金	10,888,182,759	7,812,138,694	3,076,044,065
第 4 号 基 本 金	359,000,000	0	359,000,000
繰越収支差額	2,820,542,403	8,198,328,576	△ 5,377,786,173
純 資 産 の 部 合 計	14,067,725,162	16,010,467,270	△ 1,942,742,108
負債及び純資産の部合計	15,036,081,680	16,805,567,604	△ 1,769,485,924

事業計画及びこれに伴う予算書

事業計画

1 施設又は設備の整備計画

年度	事項	事業規模等	実施時期	備考
	アニメ・マンガ学部設置に係る校舎建設及び設備、図書の購入	鉄骨造10階、11階3,351.53㎡ 新潟市古町通7番町1010番地 古町キャンパス予定地建設工事(学部使用部分) 教具、校具、備品 一式 図書 31,765冊	古町キャンパス予定地 令和元年11月1日着工 令和2年2月29日完成 教具他 令和2年10月購入予定	
	長岡公務員・情報ビジネス専門学校の施設改修及びPC等備品入替	鉄骨造陸屋根5階建1,265.46㎡ 長岡市弓町1丁目58番 校舎一部改修工事 PCルーム用PC 63台他	令和2年2月25日着工 令和2年3月31日完了 教具他 令和2年5月購入予定	
	長岡こども・医療・介護専門学校の施設改修及びPC等備品入替	鉄骨造陸屋根4階建1,040.00㎡ 長岡市弓町1丁目59番地 1号館校舎一部改修工事 教職員用PC他 8台他	令和2年2月25日着工 令和2年3月31日完了 教具他 令和2年5月購入予定	
	上越公務員・情報専門学校の施設改修及びPC等備品入替	鉄骨造陸屋根3階建1,129.86㎡ 上越市北城町3丁目328番 校舎一部改修工事 学生共用PC 6台、ホロレンズ1台他	令和2年2月25日着工 令和2年3月31日完了 教具他 令和2年5月購入予定	

様式第10号その1(第12条関係)

資金収支予算決算総括表

(収入の部)

科 目	年 度	開 設 年 度	令和4年度	令和5年度	完 成 年 度
		新設学部	新設学部	新設学部	新設学部
学生生徒納付金収入		118,400	220,800	323,200	425,600
手数料収入		1,600	1,600	1,600	1,600
寄付金収入		0	0	0	0
補助金収入		0	0	0	0
資産売却収入		0	0	0	0
付随事業・収益事業収入		0	0	0	0
受取利息・配当金収入		0	0	0	0
雑収入		0	0	0	0
借入金等収入		0	0	0	0
前受金収入		67,200	67,200	67,200	67,200
その他の収入		0	880	1,760	2,640
資金収入調整勘定		△ 880	△ 68,960	△ 69,840	△ 70,720
前年度繰越支払資金		0	△ 93,291	△ 200,155	△ 209,419
収入の部合計		186,320	128,229	123,765	216,901

(支出の部)

科 目	年 度	開 設 年 度	令和4年度	令和5年度	完 成 年 度
		新設学部	新設学部	新設学部	新設学部
人件費支出		193,115	199,787	209,483	211,947
教育研究経費支出		91,622	99,589	103,436	106,343
管理経費支出		26,527	27,300	17,593	17,676
借入金等利息支出	}	0	0	0	0
借入金等返済支出		0	0	0	0
施設関係支出		0	0	0	0
設備関係支出		1,000	3,000	3,000	3,000
資産運用支出		0	0	0	0
その他の支出		500	33,653	34,945	35,273
[予備費]		0	0	0	0
資金支出調整勘定		△ 33,153	△ 34,945	△ 35,273	△ 35,736
翌年度繰越支払資金		△ 93,291	△ 200,155	△ 209,419	△ 121,602
支出の部合計		186,320	128,229	123,765	216,901

事業活動収支予算決算総括表

科 目			年 度	開 設 年 度	令和4年度	令和5年度	完 成 年 度
				新設学部	新設学部	新設学部	新設学部
教育活動収支	収入	学生生徒等納付金	118,400	220,800	323,200	425,600	
		手数料	1,600	1,600	1,600	1,600	
		寄付金	0	0	0	0	
		経常費等補助金	0	0	0	0	
		付随事業収入	0	0	0	0	
		雑収入	0	0	0	0	
		教育活動収入 計	120,000	222,400	324,800	427,200	
	支出	人件費	193,115	199,787	209,483	211,947	
		教育研究経費	178,184	186,249	190,194	193,199	
		管理経費	28,294	29,069	19,364	19,449	
		徴収不能額等	0	0	0	0	
		教育活動支出 計	399,593	415,105	419,041	424,595	
		教育活動収支差額		△ 279,593	△ 192,705	△ 94,241	2,605
教育活動外収支	収入	受取利息・配当金	0	0	0	0	
		その他の教育活動外収入	0	0	0	0	
		教育活動外収入 計	0	0	0	0	
	支出	借入金等利息	0	0	0	0	
		その他の教育活動外支出	0	0	0	0	
		教育活動外支出 計	0	0	0	0	
	教育活動外収支差額		0	0	0	0	
経常収支差額			△ 279,593	△ 192,705	△ 94,241	2,605	
特別収支	収入	資産売却差額	0	0	0	0	
		その他の特別収入	0	0	0	0	
		特別収入 計	0	0	0	0	
	支出	資産処分差額	0	0	0	0	
		その他の特別支出	0	0	0	0	
		特別支出 計	0	0	0	0	
	特別収支差額		0	0	0	0	
〔 予備費 〕			0	0	0	0	
基本金組入前当年度収支差額			△ 279,593	△ 192,705	△ 94,241	2,605	
基本金組入額合計			△ 1,000	△ 28,000	△ 5,000	△ 3,000	
当年度収支差額			△ 280,593	△ 220,705	△ 99,241	△ 395	
前年度繰越収支差額			0	△ 280,593	△ 501,298	△ 600,539	
基本金取崩額			0	0	0	0	
翌年度繰越収支差額			△ 280,593	△ 501,298	△ 600,539	△ 600,934	
(参考)							
事業活動収入 計			120,000	222,400	324,800	427,200	
事業活動支出 計			399,593	415,105	419,041	424,595	